

鳥取県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第8号

鳥取県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前								
<p>（処分の告示）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 条例第8条第2項第6号の規則で定める事項は、<u>放置自動車及び放置物件の引取りの方法とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p>（この規則の失効）</p> <p>2 この規則（附則第4項を除く。）は、<u>平成22年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>様式第1号（第4条関係）</p> <p>（表）</p> <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table> <p>（裏）</p> <table border="1"><tr><td>鳥取県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（抜すい）</td></tr><tr><td>（調査等）</td></tr><tr><td>第4条 知事（<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する部局長等、同条例第2条の規定により設置される部局等を構成する内部組織の長その他知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機</u></td></tr></table>	略	鳥取県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（抜すい）	（調査等）	第4条 知事（ <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する部局長等、同条例第2条の規定により設置される部局等を構成する内部組織の長その他知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機</u>	<p>（処分の告示）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 条例第8条第2項第5号に規定する規則で定める事項は、<u>放置自動車の引取りの方法とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p>（この規則の失効）</p> <p>2 この規則（附則第4項を除く。）は、<u>平成19年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>様式第1号（第4条関係）</p> <p>（表）</p> <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table> <p>（裏）</p> <table border="1"><tr><td>鳥取県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（抜すい）</td></tr><tr><td>（調査等）</td></tr><tr><td>第4条 知事は、<u>放置自動車があるときは、当該放置自動車の状況、所有者等その他の事項を調査するとともに、当該放置自動車の撤去を促すために当該放置自動車に警告書をはり付けることができる。</u></td></tr></table>	略	鳥取県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（抜すい）	（調査等）	第4条 知事は、 <u>放置自動車があるときは、当該放置自動車の状況、所有者等その他の事項を調査するとともに、当該放置自動車の撤去を促すために当該放置自動車に警告書をはり付けることができる。</u>
略									
鳥取県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（抜すい）									
（調査等）									
第4条 知事（ <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する部局長等、同条例第2条の規定により設置される部局等を構成する内部組織の長その他知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機</u>									
略									
鳥取県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（抜すい）									
（調査等）									
第4条 知事は、 <u>放置自動車があるときは、当該放置自動車の状況、所有者等その他の事項を調査するとともに、当該放置自動車の撤去を促すために当該放置自動車に警告書をはり付けることができる。</u>									

関の長。以下同じ。)は、放置自動車があるときは、当該放置自動車の状況、所有者等その他の事項を調査するとともに、当該放置自動車の撤去を促すために当該放置自動車に警告書をはり付けることができる。

2 略

3 知事は、第1項の規定により放置自動車を調査する場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該放置自動車の施錠を解錠し、その目的を達成するため必要な範囲内で、当該放置自動車の車内の調査をすることができる。

(1) 道路運送車両法第11条第1項の規定により自動車登録番号標を取り付けなければならないこととされている自動車にあっては、当該自動車登録番号標が取り外されていること若しくはその表示内容が読みとれないこと、同法第15条第1項若しくは第5項の規定による永久抹消登録、第15条の2第1項の規定による輸出抹消仮登録又は第16条第1項の規定による一時抹消登録がなされていること。

(2) 道路運送車両法第73条第1項の規定により車両番号標を表示しなければならないこととされている自動車にあっては、当該車両番号標が取り外されていること又はその表示内容が読みとれないこと。

(3) 放置自動車の外部からの調査のみでは所有者等が判明しないこと。

4 第1項及び前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第1項及び第3項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

6 略

2 略

3 知事は、第1項の規定により放置自動車を調査する場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該放置自動車の施錠を解錠し、その目的を達成するため必要な範囲内で、当該放置自動車の車内の調査をすることができる。

(1) 道路運送車両法第11条第1項の規定により自動車登録番号標を取り付けなければならないこととされている自動車にあっては、当該自動車登録番号標が取り外されていること若しくはその表示内容が読みとれないこと又は同法第15条第1項若しくは第3項若しくは第16条第1項の規定による抹消登録がなされていること。

(2) 道路運送車両法第73条第1項の規定により車両番号標を表示しなければならないこととされている自動車にあっては、当該車両番号標が取り外されていること又はその表示内容が読みとれないこと。

(3) 放置自動車の外部からの調査のみでは所有者等が判明しないこと。

4 第1項及び前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第1項及び第3項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第1号の改正は、平成19年4月1日から施行する。